

經濟部令 號

茲為管理法施行規則ヲ左ノ通制定ス

康徳十一年五月一日

經濟部大臣 阮 振 鐸

為管理法施行規則目次

- 第一章 定義
- 第二章 外國為替、信用狀、送金、金等ニ關スル規定
- 第三章 證券ニ關スル規定
- 第四章 外貨債權債務、海外債權債務、信用供與ニ關スル規定
- 第五章 在外財産ニ關スル規定
- 第六章 貨物ノ輸出又ハ輸入ニ關スル規定
- 第七章 外國為替銀行ニ關スル規定
- 第八章 特別命令、檢査其ノ他ニ關スル規定

此ノ令ハ公布シテ之ニ依リテ施行スルニ付
 第一章 定義
 第二章 外國為替、信用狀、送金、金等ニ關スル規定
 第三章 證券ニ關スル規定
 第四章 外貨債權債務、海外債權債務、信用供與ニ關スル規定
 第五章 在外財産ニ關スル規定
 第六章 貨物ノ輸出又ハ輸入ニ關スル規定
 第七章 外國為替銀行ニ關スル規定
 第八章 特別命令、檢査其ノ他ニ關スル規定

第九章 許可申請及報告ニ關スル規定
附則

第一章 定 義

第一條 本令ニ於テ滿洲トハ滿洲國及關東州ヲ、外國トハ日本
國及滿洲以外ノ國ヲ謂ヒ外國通貨トハ日本國通貨以外ノ外國通
貨ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ外國為替トハ滿洲ヨリ滿洲外ニ仕向ケ滿洲
外ヨリ滿洲ニ仕向ケ又ハ滿洲外ヨリ滿洲外ニ仕向ケタル為替
手形、小切手、支拂指圖書、電信為替又ハ郵政為替ヲ謂フ但
シ滿洲ト日本國トノ間ノ本邦通貨又ハ日本國通貨ヲ以テ表示
スル為替ヲ除ク

第三條 本令ニ於テ信用狀トハ尙為替信用狀、逆為替信用狀、
旅行信用狀、旅行小切手、為替買取指圖書、為替買取推為狀、
貨物證券引換指圖書ノ他此等ニ準スルモノヲ謂フ

第四條 本令ニ於テ證券トハ滿洲、日本國又ハ外國ノ公債、社
債、債券、此等ノモノノ利札、株式、第一回株式申込證書、

出資證券、預金證券、預金通帳其ノ他財産ニシテ證スル證券又ハ帳簿ヲ謂フ

登録シタル公債、社債、債券、株式又ハ出資證券ハ之ヲ證券ト看做ス

第五條 本令ニ於テ外貨證券トハ商標、日本國又ハ外國ノ公債、社債、債券、此等ノモノノ利札、株式、第一回株式拂込證書又ハ出資證券ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノヲ謂フ

登録シタル公債、社債、債券、株式又ハ出資證券ニシテ外國通貨ヲ以テ表示スルモノハ之ヲ外貨證券ト看做ス

第六條 本令ニ於テ外貨債權トハ外國通貨ヲ以テ表示スル債權ニシテ外國爲替又ハ外貨證券以外ノモノヲ謂フ

第七條 本令ニ於テ貨物トハ本邦通貨、日本國通貨、外國通貨、海番手形、小切手、支那債權書、郵政馬券、海運券、船ノ荷

證スル證券及帳簿以外ノ物ヲ謂フ

第八條 本令ニ於テ財産トハ動産、不動産、債權其ノ他ノ財産權、事業又ハ之ニ關スル出資ヲ謂フ

第九條 本令ニ於テ外國居住者トハ外國ニ住所若ハ居所ヲ有スル人、外國ニ本店若ハ主ナル事務所ヲ有スル法人又ハ法人ノ

外國ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ謂フ

第十條 本令ニ於テ本邦居住者トハ本邦内ニ住所若ハ居所ヲ有スル人、本邦内ニ本店又ハ主ナル事務所ヲ有スル法人又ハ法人ノ本邦内ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ謂フ

第二章

外國爲替、信用狀、送金、証券ニ關スル規定

第十一條 簡取引上ヲ必要其ノ他ノ管需ニ基クコトナク本邦通貨若ハ日本國通貨ノ爲替相対ノ變動又ハ差異ニ因リ利益ヲ得

ルコトヲ目的トシテ外國通貨、外國爲替又ハ外貨債權ノ買買
ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ左ニ掲クル取
引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 本邦内ニ於ケル外國爲替ノ買入
- 二 本邦内ニ於ケル外國通貨ニ依ル支拂
- 三 外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本邦内ニ於テ爲ス支拂
- 四 外國居住者ノ爲ニスル本邦内ニ於テ爲ス支拂ニシテ前號

前項第一號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル外國爲替ヲ以
テ前項第三號若ハ第四號ノ支拂ヲ爲ス場合又ハ第三十六條第
一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買付銀、假拂金若ハ立替金ヲ爲
ス爲前項第三號若ハ第四號ノ支拂ヲ爲ス場合ニハ該支拂ニ付

第一號ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル
者ハ本令附屬申請書式第一號乃至第四號ニ依ル許可申請書ヲ
經濟部大臣ニ提出スヘシ

第一號ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ爲シタル者外國爲替銀行以外
ノ者ヲ相手方トスル場合ハ本令附屬報告書式第一號又ハ第二
號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第十二條 左ニ掲クル場合ハ前條ノ規定ニ拘ラス外國爲替ノ買
入又ハ外國爲替銀行ニ對スル支拂ヲ爲スニ付經濟部大臣ノ許
可ヲ受クルコトヲ得セス

- 一 前項内ニ於テ銀行シタル信用狀ニ基キ派出サレタル爲替
ノ支拂ヲナシ又ハ支拂ノ爲替替ヲ買入ルルトキ
- 二 官署ノ爲ストキ

第十四條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外國爲替銀行又
ハ郵政所ヲ相手方トシ外國ニ於テ爲シタル委託ニ基ク本邦

内ニ於テ為ス支拂ノ受領又ハ外國居住者ノ為ニスル本邦内ニ
於テ為ス支拂ノ受領ヲ為スコトヲ待ス
前法ノ支拂ノ受領ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附
屬申請書式第五號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘ
シ

第十四條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ
ハ外國為替ノ賣却ヲ為スコトヲ待ス但シ本邦ヨリ輸出セラル
ル貨物ノ代金ヲ取付スル為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前法ノ賣却ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第一號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第十六條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ
ハ外國ニ仕向ケタル信用狀ヲ發行又ハ取付スルコトヲ待ス

前法ノ行爲ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第六號又ハ第七號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出ス

ヘシ

信用狀ヲ發行シタル者ハ本令附屬申請書式第三號ニ依リ經濟

部大臣ニ報告スヘシ

第十七條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テ

ハ外國通貨ノ買入ヲ為スコトヲ待ス但シ中華民國人タル労働

者一其ノ身分ヲ證明スル證明書ニ記載ノ本人ニ限ル一カ本邦

内ニ於ケル其ノ就勞所待テ歸國ニ際リ携帯スル為中國聯合準

備銀行券ヲ外國為替銀行ヨリ買入ルルトキハ此ノ限ニアラス

前項ノ買入ヲ為スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請

書式第八號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第十八條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於テハ外國通貨ノ買却ヲ爲スコトヲ得ス但シ第二十條ノ規定ニ依リ其ノ輸入ニ付許可ヲ受ケタルモノヲ外國爲替銀行ニ買却スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前條ノ買却ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第八號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第十九條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ニ送付又ハ携帶輸出スルコトヲ得ス

但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 第十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ買入レタル外國通貨ヲ送付又ハ携帶スルトキ

二 甲華民國人タル労働者カ本邦内ニ於ケル其ノ就勞所得ヲ以テ買入レタル外國通貨ヲ携帶スルトキ

三 官署ノ爲ストキ

前條ノ日本國通貨又ハ外國通貨ニハ金銀貨幣又ハ外國金銀貨幣ヲ含マス

第一項ノ行為ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第九號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ニ送付シ又ハ携帶輸出シタル者ハ本令附屬報告書式第四號又ハ第五號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ第一項第二號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

○ 第二十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ヨリ本邦ニ送付又ハ携帶輸入スルコトヲ得ス但シ官署ノ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第百九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
本邦通貨、日本國通貨又ハ外國通貨ヲ外國ヨリ送付又
ハ携帶輸入シタル者ハ本令附屬報告書式第百六號ニ依リ經濟部大
臣ニ報告スヘシ

第二十一條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦ト外國
トノ間ニ於テハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 本邦通貨及日本國通貨ノ円券面額百圓以上ノモノノ輸
出及輸入

二 本邦通貨及日本國通貨ノ円券貨ノ輸出

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第百九號又ハ第百十號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出
スヘシ

第二十二條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於
テハ外國居住者トシテ有スル外幣兌換金ノ他ノ相殺金

此ノ条ニ在ラス

一 貸記又ハ借記ノ原因トナルヘキ行爲ニ付本令ノ規定ニ依
リ許可ヲ受ケタルトキ

二 申請氏國居住者トシテ有スル外幣兌換金ノ他ノ相殺金以下ナルトキ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第百九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

本邦内ニ於テ外國居住者ト交互計算決定金ノ他ノ相殺決定金
有スル者ハ其ノ内容ヲ本令附屬報告書式第百七號ニ依リ經濟部
大臣ニ報告スヘシ

第二十三條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於
テハ外國へノ送金ニ代フル目的ヲ以テ外國ニ於テ爲ス支拂ノ

委託一外ニ爲登ニ付ルモノヲ除ク一ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第百九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第百九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第一項ノ行為ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第二條ニ依リ
経済部大臣ニ報告スヘシ

第二十四條 経済部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ金銀、
貨幣又ハ外國貨幣ヲ含ム、
金ノ貨、
銀ヲ主タル材料トス
ル物又ハ他種金一紙貨幣又ハ外國銀貨ヲ含ム一ヲ輸出スルコ
トヲ得ス

第三十條 銀行ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第三十三條ニ依リ許可申請書ヲ提出シ
経済部大臣ニ提出スヘシ
第三十一條 銀行ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第八條ニ依リ
経済部大臣ニ報告スヘシ

第三十二條 銀行部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ第二十二條、
第三十九條及第三十二條ノ方法ニ規定スル以外ノ方法
ニ依リ外國ヘノ送金ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 依リ許可申請書ヲ提出スル者ハ本令附屬報告書式
第一條ノ行為ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第二條ニ依リ
経済部大臣ニ報告スヘシ

第三十六條 経済部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於
テハ左ニ掲クルモノノ取立ノ依頼又ハ引受ヲ爲スコトヲ得ス
一 外國ニ於テ支拂ハルル手形、小切手、支拂指圖書、電信
爲替又ハ郵政爲替

二 外國ニ於テ支拂ハルル公債、社債若ハ債券ノ償還金若ハ
利息、
株式、
配當金又ハ出資配當金
三 外國ニ於テ支拂ハルル銀行預金ノ元金若ハ利息又ハ金銀
信託ノ元本若ハ利益

前項ノ行為ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申
請書式第三十五條ニ依リ許可申請書ヲ提出スヘシ
第三十七條 経済部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ外國居住者ノ爲ニ左ニ掲クルモノノ取立ノ依頼又ハ引受
 ラ爲スコトヲ得ス

- 一 本邦内ニ於テ支拂ハルル手形、小切手、支拂指圖書、重
 信爲書又ハ郵政爲替
- 二 本邦内ニ於テ支拂ハルル公債、社債若ハ債條ノ償還若
 ハ利息、株式配當金又ハ口實配當金
- 三 本邦内ニ於テ支拂ハルル銀行預金ノ元金若ハ利息又ハ
 遺信託ノ元本若ハ利益

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
 書式第十六號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第三章 證券ニ關スル規定

第二十八條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ外國ニ在ル

際第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケル者ハ本令附屬申請
 書式第十七號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第二十九條 外貨證券ヲ取得又ハ處分シタル者ハ本令附屬報告
 書式第九號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第三十條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ證券ヲ外國
 ニ輸出シ又ハ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場
 合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 本邦内ニ於テ支拂ハルヘキ證券ノ支拂ヲ受ケル爲メ支拂期
 日前三月内又ハ支拂期日以後ニ輸入スルトキ
- 二 株主、取締役、公債所有者、社債權者又ハ出資者カ内外
 ノ法令ノ規定ニ基キ義務トシテ提出スヘキ株式、公債、

三 証債又ハ出資証券ノ爲該証債若ハ出資先、官公署又ハ其ノ財務代理人ニ送付スル爲輸出又ハ輸入スルトキ
前條ニ掲クル株式、公債、証債又ハ出資証券ノ提出
ヒ該証債若ハ出資先、官公署又ハ其ノ財務代理人
株式、公債、証債又ハ出資証券ヲ送付又ハ交付スル
出又ハ輸入スルトキ

四 賜金國庫証券ヲ輸出又ハ輸入スルトキ
前條ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申
書式第十八號ニ依ル許可申請書ヲ總務部大臣ニ提出スヘシ
証券ヲ輸出又ハ輸入シタル者ハ本令附屬報告書式第十號又
ハ第十一號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ
住所本邦内ヨリ外國ニ又ハ外國ヨリ本邦内ニ變更スル爲登
録變更ヲ受クル場合ハ証券ヲ輸出又ハ輸入スルモノト看做ス

第三十一條 總務部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於
テハ外國居住者ノ爲ニ又ハ外國居住者ヲ相手方トシ証券ヲ申
請又ハ処分スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在
ラス

- 一 証券代金ノ支拂又ハ受領ニ付本令ノ他ノ規定ニ依ル許可
ヲ受ケタルトキ
- 二 前條ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケタルトキ
前條ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケタルトキ若ハ本令附屬申
書式第十九號ニ依ル許可申請書ヲ總務部大臣ニ提出スヘシ
本邦内ニ於テ外國居住者ノ爲ニ又ハ外國居住者ヲ相手方トシ
証券ヲ取得又ハ処分シタル者ハ本令附屬報告書式第十九號ニ依
リ經濟部大臣ニ報告スヘシ
- 三 左ニ掲クル取引又ハ行爲ヲ爲ス者ハ本邦内ニ於テ外國居住
者ノ爲ニ又ハ外國居住者ヲ相手方トスル証券ノ取得又ハ処分

看候ス

- 一 本邦内ニ在ル証人ニ有外國居住者名義ニ登録ヲ請求スル
トキ
- 二 本邦内ニ居住スル者ノ名義ノ登録証ニ有外國居住者名
義ニ登録要員ノ請求ヲナストキ
- 三 外國ニ在ル証人ニ有本邦内ニ居住ス
ル者ヲ証人名義人トナルトキ
- 四 外國居住者名義ノ登録証ニ有本邦内ニ
居住スル者ヲ証人名義人トナルトキ
- 五 第二二條 前項ノ全部若ハ一部ニ有本邦ヨリ外國ニ在
向ケタル為替ヲ收進マスシテ証人ニ有本邦ヨリ外國ニ在
向ケタル者又ハ前項ノ全部若ハ一部ニ有本邦ヨリ外國ニ在
向ケタル為替ヲ收進ミタル為替ノ償還若ハ員戻
金ヲ外國ニ輸出シタル証人ノ收進ミタル為替ノ償還若ハ員戻
金ヲ外國ヨリ受取スヘキ者ハ

該証人ノ在在ニ到着後又ハ為替ノ償還若ハ員戻後三月以内
ニ在在ヨリ証人ニ有本邦ニ在在ケタル為替ニ
依リ之ヲ本邦ニ收スヘシ但シ該前大臣ノ許可ヲ受ケタル
為替ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第二二號ニ依リ許可申請書ヲ該前大臣ニ提出スヘシ

第一項ニ當クル者ハ該申請書ノ同様状況ニ有本令附屬
報告書式第二二號ニ依リ該前大臣ニ報告スヘシ

第四章

外貨債權債務、對外債權債務、信用供與ニ關スル規定

第三十三條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ外貨債權ヲ讓受クルヲ得ス

前項ノ行為ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請

書式第二十一號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

外貨債權ヲ讓受ケル者ハ本令附屬報告書式第十三號ニ依

リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第三十四條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ於

テハ何人ノ計算ヲ以テスルヲ問ハス外國通貨ヲ以テ表示スル

債權又ハ債務ヲ取得スヘキ預金又ハ消費貸借ノ契約ヲ爲スコ

トヲ得ス

前項ノ行為ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請

書式第二十二號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第三十五條 經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ本邦内ニ在

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '二', '三', '四', '五', '六', '七', '八', '九', '十', '十一', '十二', '十三', '十四', '十五', '十六', '十七', '十八', '十九', '二十', '二十一', '二十二', '二十三', '二十四', '二十五', '二十六', '二十七', '二十八', '二十九', '三十', '三十一', '三十二', '三十三', '三十四', '三十五', '三十六', '三十七', '三十八', '三十九', '四十', '四十一', '四十二', '四十三', '四十四', '四十五', '四十六', '四十七', '四十八', '四十九', '五十', '五十一', '五十二', '五十三', '五十四', '五十五', '五十六', '五十七', '五十八', '五十九', '六十', '六十一', '六十二', '六十三', '六十四', '六十五', '六十六', '六十七', '六十八', '六十九', '七十', '七十一', '七十二', '七十三', '七十四', '七十五', '七十六', '七十七', '七十八', '七十九', '八十', '八十一', '八十二', '八十三', '八十四', '八十五', '八十六', '八十七', '八十八', '八十九', '九十', '九十一', '九十二', '九十三', '九十四', '九十五', '九十六', '九十七', '九十八', '九十九', '一百'.

ル財産ヲ擔保トシテ外國居住者ヨリノ借入金ヲ爲スコトヲ得
 又但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 一 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ
 二 借入金ノ借入及返済カ本邦内ニ於テ本邦通貨若ハ日本
 通貨ヲ以テ爲サルトキ
 前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申
 書式第二十三號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
 第三十六條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ本邦内ニ於
 テハ外國居住者ニ對シ又ハ外國居住者ノ爲ニ貸付金、假拂金
 又ハ立替金ヲ爲スコトヲ得ス但シ第三十四條ノ規定ニ依リ許
 可ヲ受ケタル消費貸借ノ契約ニ基キ貸付金ヲ爲ストキハ
 此ノ限ニ在ラス
 前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申
 書式第二十四號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第三十七條 左ニ掲ケル取引又ハ行爲ヲ爲シタキ者ハ本令附屬
 報告書式第十四號乃至第二十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告ス
 ヘシ

- 一 本邦通貨又ハ日本國通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對
 スル債權ノ讓受
- 二 外國通貨ヲ以テ表示スル預ケ金又ハ本邦通貨若ハ日本國
 通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ預ケ金ノ預入又ハ引出
- 三 外國通貨ヲ以テ表示スル貸付金又ハ本邦通貨若ハ日本國
 通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヘノ貸付金ノ貸付又ハ回収
- 四 外國通貨ヲ以テ表示スル預リ金又ハ本邦通貨若ハ日本國
 通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ預リ金ノ受入又ハ付
 戻
- 五 外國通貨ヲ以テ表示スル借入金又ハ本邦通貨若ハ日本國通
 貨ヲ以テ表示スル外國居住者ヨリノ借入金ノ借入又ハ返済

第三十八條

經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルハ本邦内ニ於テハ外國通貨ヲ以テ表示スル債權又ハ債務ヲ取得スヘキ信託又ハ保（再保險及海上保險ヲ除ク）ノ契約ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十二號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ本令附屬報告書式第二十三號又ハ第二十四號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第三十九條

經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ外國通貨ヲ以テ表示スル地方債、社債、株式若ハ出資證券ヲ發行シ又ハ外國ニ於テ本邦通貨ヲ以テ表示スル地方債、社債、株式若ハ出資證券ヲ發行スルコトヲ得ス
前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十五號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
外國通貨ヲ以テ表示スル地方債若ハ社債又ハ外國ニ於テ本邦

通貨ヲ以テ表示スル地方債若ハ社債ヲ發行又ハ償還シタル者ハ本令附屬報告書式第二十五號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第四十條

經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ外國居住者ノ債務ニ付擔保ヲ供シ又ハ保證ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 第二十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外國ニ在ル外貨證券ヲ擔保ニ供スルトキ

二 本邦内ニ在ル法人ノ本店又ハ主タル事務所カ外國ニ在ル其ノ支店又ハ出張所ノ債務ニ付擔保ヲ供シ又ハ保證ヲ爲ス

場合

三 本邦内ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ外國ニ在ル支店又ハ出張所カ其ノ外國ニ有スル財産（本邦ニ在ル店舗ニ對スル債權ヲ除ク）ヲ擔保トシ又ハ該財産ノ限度内ニ

於テ保證ヲ爲ストキ

前項ノ規定ハ外國人カ外國ニ在ル財産ヲ擔保ニ供スル場合ニハ之ヲ適用セス

第一項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十六號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第五章 在外財産ニ關スル規定

第四十一條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ外國ニ在ル不動産、礦業權、漁業權、森林伐採權、工業所有權、事業若ハ之ニ對スル出資又ハ本邦及日本國以外ノ國ノ國籍ヲ有スル船舶（外國ニ在ル本邦及日本國ノ國籍ヲ有セサル船舶ヲ含ム）ヲ取得スルコトヲ得ス但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 一年ヲ滿シ價額五百圓相當額以下ノ外國ニ在ル財産ヲ取得スルトキ

二 財産ヲ取得スルニ必要ナル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ

三 礦業權、漁業權又ハ工業所有權ノ設定ヲ受ケルトキ

四 相続又ハ遺贈ニ因リ取得スルトキ

五 官署ノ取得スルトキ

前項ノ規定ハ外國人カ外國ニ在ル財産ヲ以テ前項ニ掲ケル財産ヲ取得スル場合ニハ之ヲ適用セス

第一項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十七號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第四十二條 外國ニ於テ事業ヲ營ム者ハ其ノ事業ニ關シ各事業年度又ハ毎年一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄ノ各期間ニ

於ケル範圍外ニ於テ生シタル收入支出及範圍トノ間ノ送金其
ノ他資金移動ノ狀況並ニ各期末ニ於テ範圍外ニ有スル資金
實ノ内容ニ付經濟部大臣ニ報告スヘシ
前項ノ規定ニ依リ提出スヘキ報告書ハ五箇トシ各期末ヨリ一
月以内ニ之ヲ發送スヘシ

第四十三條 外國ニ財產（外貨證券、預ケ金及貸付金ヲ除ク）
ヲ有スル者ハ其ノ財產ニ關シ毎年一月ヨリ十二月末迄ノ各期
間ニ於ケル増減ノ内容及其ノ期末ニ於ケル現在高ニ付本令附屬報
告書式第二十六號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ
前項ノ規定ハ官署又ハ外國ニ於テ事業ヲ營ム者ニ之ヲ適用セ
ス

第四十四條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ通關、日本
國及中華民國以外ノ國（以下第三國ト稱ス）ヨリ日本國又ハ
中華民國ニ貨物又ハ資金ヲ輸入又ハ移ス爲第三國ニ在ル財產

ヲ處分スルコトヲ得ス但シ左ニ掲ケル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 本令ノ規定ニ依リ第三國ヨリ日本國又ハ中華民國ニ貨物
ヲ輸入スル爲許可ヲ受ケ本邦ヨリ送金シタル資金ヲ處分
スルトキ

二 日本國又ハ中華民國ヨリ輸出シタル貨物ノ代金其ノ他日
本國又ハ中華民國ト第三國トノ間ノ取引ニ因リ生シタル財
産ヲ處分スルトキ

前項ノ處分ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第二十八號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ同項ノ處分ヲ爲シタル者ハ本
令附屬報告書式第二十七號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ
第四十五條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ左ニ掲ケル
取引又ハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
一 本邦居住者ニ對スル外國ニ在ル資金ノ貸付

- 二 外國ニ在ル資金ヲ以テ爲ス本邦内ニ在ル財産ノ賣却代金ノ受領
- 三 外國ニ在ル資金ヲ以テ爲ス本邦内ニ在ル財産ノ買入代金ノ支拂
- 四 本邦内ニ在ル資金ヲ以テ其ノ代金ヲ受領スル外國ニ在ル財産ノ賣却
- 五 本邦内ニ在ル資金ヲ以テ其ノ代金ヲ支拂フ外國ニ在ル財産ノ買入
- 六 外國ニ在ル財産ト本邦内ニ在ル財産トノ交換
前項ノ規定ハ左ニ掲クル場合ニハ之ヲ適用セス
 - 一 外國爲替銀行力業務トシテ爲ストキ
 - 二 前號ニ掲クル取引又ハ行爲ノ相手方トシテ爲ストキ
 - 三 本令ノ他ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ外國ニ在ル財産ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

- 四 本令ノ規定ニ依リ取引又ハ行爲ノ相手方カ許可ヲ受ケ外國ニ在ル財産ヲ取得又ハ處分スルトキ
 - 五 官署ノ爲ストキ
 - 第一 取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第二十九號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
- 第四十六條 左ニ掲クル場合ハ一月以内ニ經濟部大臣ノ指定スル銀行ニ該資金ノ預入ヲ爲スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合又ハ經濟部大臣別段ノ定メヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 外國ニ於テ外貨證券ヲ買却シ若ハ之カ支拂ヲ受ケ又ハ外貨證券ノ利息若ハ配當金ノ支拂ヲ受ケ若ハ之ヲ受取ル權利ヲ讓渡シタルトキ但シ外貨證券又ハ其ノ利息若ハ配當金ニ付外國ニ於テ要シタル費用トシテ支拂ヒタルモノヲ除ク

二 外國ニ在ル不動産、礦業權、漁業權、森林伐採權、工業
所有權、船舶、專業又ハ之ニ對スル出資（株式ヲ除ク）ヲ
賣却又ハ讓渡シタルトキ但シ賣却又ハ讓渡代リ金ヨリ該賣却
又ハ讓渡ニ付外國ニ於テ又シタル費用トシテ支拂ヒタルモ
ノヲ除ク

三 本令ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケ又ハ許可ヲ以
テナスシテ外國ニ送付シタル資金ニシテ其ノ目的ニ使用セサ
ルニ至リタルトキ

四 外國ニ於ケル事業ニ因リ生シタル利益金カ確定シタルト
前項ノ規定ニ依リ經濟部大臣銀行ノ指定ヲ爲シ又ハ別段ノ定メ
ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ告示ス其ノ廢止又
ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ
經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非サレハ第一項ノ規定ニ依リ預

入シタル資金ヲ引出シ又ハ處分スルコトヲ得ス

第一項ノ規定ニ依リ預入ヲ爲シタル者ハ該資金ニ付本令附屬
報告書式第二十八號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬
請書式第三十號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申
式第三十一號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第六章 貨物ノ輸出又ハ輸入ニ關スル規定

第四十七條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ價額ノ全部
又ハ一部ニ付輸出ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組マシテ
貨物ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得ス但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ
限ニ在ラス

- 一 見本トシテ輸出スルトキ
 - 二 慰問又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品ヲ輸出スルトキ
 - 三 一月ヲ過シ價額百圓相當額以下ノ物ヲ輸出スルトキ
 - 四 手荷物、引越荷物又ハ船車用品（漁業用品ヲ含ム）以下同シテ輸出スルトキ
 - 五 官署ノ輸出スルトキ
- 外則ヨリ仕向ケラレタル信託狀ニ基キ滿洲内ノ銀行ニ宛テタル爲替手形ヲ提出シ之ヲ買却シタルトキ又ハ滿洲内ノ銀行ニ船積書類等ヲ提供シ之ヲ受領シタルトキハ滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取越ミタルモノト看做ス
- 第一項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第三十二號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第四十八條 價額ノ全部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組マステ實物ヲ外國ニ輸出スル者ハ本令附屬報告書式第二十九號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ左ニ掲クル物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 一 慰問又ハ救恤ノ爲ノ寄贈品
- 二 一月ヲ過シ價額百圓相當額以下ノ物
- 三 手荷物、引越荷物又ハ船車用品
- 四 官署ノ輸出スル物

第四十九條 價額ノ全部又ハ一部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組ミ實物ヲ外國ニ輸出スル者ハ其ノ爲替取組ニ關シ本令附屬報告書式第三十號又ハ第三十一號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ但シ前條各號ニ掲タル物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替取組金額ヲ變更セザリシ

トキハ本令附屬報告書式第三十號又ハ第三十一條ニ依リ爲
替取組先銀行ノ證明ヲ附シ經濟部大臣ニ報告スヘツ

第五十條 前條第一項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替ヲ取組マ
ス又ハ爲替取組金額ヲ變更シタルトキハ本令附屬報告書式第

三十號乃至第三十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘツ但シ
爲替取組金額ヲ生長シタル場合ニ在リテハ爲替取組先銀行ノ

證明ヲ附スルヲ要ス
價額ノ全部又ハ一部ニ付外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組ミ貨物

ヲ外國ニ輸出シタル者其ノ取組ミタル爲替ノ全部又ハ一部ニ
付償還又ハ買戻ヲ爲シタルトキハ本令附屬報告書式第二十九

號又ハ第三十一條ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘツ

第五十一條 價額ノ全部若ハ一部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタ
ル爲替ヲ取組マシテ貨物ヲ外國ニ輸出シタル者又ハ價額ノ全部若

ハ一部ニ付滿洲ヨリ外國ニ仕向ケタル爲替ヲ取組ミ貨物ヲ外

國ニ輸出シタル後其ノ取組ミタル爲替ノ償還若ハ買戻ヲ爲シ
タル者其ノ他該貨物ノ代金(賄買金、値増金其ノ他)之ニ準ス
ルモノヲ含ムテ外國ヨリ受領スヘキ者ハ該貨物ノ仕向地ニ
到着後又ハ爲替ノ償還若ハ買戻後三月以内ニ仕向地ヨリ銀行
ヲ經由シ又ハ滿洲ニ仕向ケタル郵政爲替ニ依リ之ヲ滿洲ニ同
收スヘシ但シ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在
ラス

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第三十三號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第一項ニ掲ケル者ハ輸出貨物代金ノ回收狀況等ニ付本令附屬
報告書式第三十二號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第五十二條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サシハ價額ノ全部
又ハ一部ニ付外國ヨリ滿洲ニ仕向ケタル爲替ヲ取組マサル貨
物ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得ス但シ左ニ掲ケル場合ハ此

- ノ限ニ在ラス
- 一 見本若ハ寄贈品トシテ又ハ博覽會ニ出品スル爲輸入スル
トキ
- 二 滿洲ヨリ出漁セル船舶方出漁ニ際シ携帯シタル用品又ハ
漁ノ物ヲ該船舶ニ依リ輸入スルトキ
- 三 手荷物又ハ引越荷物ヲ輸入スルトキ
- 四 修繕ノ爲輸入スルトキ又ハ滿洲ヨリ輸出シタル貨物ニシ
テ返送セラレタルモノヲ輸入スルトキ
- 五 本令又ハ滿洲州外國爲管理規則ノ規定ニ依リ代金ノ決
濟ノ爲必要ナル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケタル貨
物ヲ輸入スルトキ
- 六 滿洲州外國爲管理規則ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ爲替ヲ
取組マサル貨物ヲ輸入スルトキ
- 七 官署ノ輸入スルトキ

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請
書式第三十四號ニ依リ許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第五十三條 滿洲ヘノ輸入貨物代金ノ決済ノ爲必要ナル本邦内
ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケント
スル者ハ該貨物ノ輸入前ニ之ヲ受クヘシ但シ前條ノ規定ニ依
リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七章 外國爲替銀行ニ關スル規定

第五十四條 既存又ハ新設ノ店舗ニ於テ外國爲替業務ヲ營マン
トスル銀行ハ銀行ニ準スル者ヲ含ム以下同シハ經濟部大臣
ノ許可ヲ受クヘシ

兼德二年財政部令第五十七號爲替管理法ニ基ク命令ノ件第十
六條ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ム旨ノ届出ヲ爲シ若ハ許
可ヲ受ケタル銀行又ハ該法四年經濟部令第二十三號爲替管理
法ニ基ク命令ノ件第十九條ノ規定ニ依リ外國爲替業務ヲ營ム
ニ付許可ヲ受ケタル銀行若ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタ
ル銀行ヲ外國爲替銀行ト謂ヒ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舗ハ
經濟部大臣之ヲ告示ス

外國爲替銀行其ノ全部若ハ一部ノ店舗ニ於ケル外國爲替業務
ヲ廢止セントスルトキ又ハ其ノ外國爲替業務ヲ營ム店舗ノ名
稱若ハ位置ヲ變更セントスルトキハ豫メ經濟部大臣ニ届出ツ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 銀行, 許可, 經濟部, etc.)

ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ經濟部大臣之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書

式第三十五號ニ依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第五十五條 經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ外國爲替銀

行ハ外國ニ在ル資金ヲ以テ外貨證券ヲ有償ニテ取得スルコト

ヲ得ス但シ取得スヘキ外貨證券ノ代金ヲ送付シ又ハ之カ支拂

ヲ爲スニ付本令ノ他ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ

限ニ在ラス

前項ノ行爲ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ本令附屬申請書式第三十六號ニ

依ル許可申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ

第五十六條 外國爲替銀行ハ本令ノ他ノ規定ニ拘ラス左ニ條ク

ル取引又ハ行爲ヲ爲スニ付經濟部大臣ノ許可ヲ受ケルコトヲ

要セス

一 顧客（銀行ヲ含ム以下同シ）ノ依頼ニ應シ外國通貨又ハ

外國爲替ノ買買ヲ爲シ若ハ信用狀ノ發行ヲ爲スコト

二 前項ノ取引又ハ行爲ニ伴ヒ資金証券ノ爲必要ナル範圍ニ

於テ外國爲替ノ買買ヲ爲シ又ハ外國ニ送金ヲ爲スコト

三 外國ヨリ本邦ニ仕向ケタル取立爲替ノ取立代リ金ヲ外國

ニ送金スルコト

四 本邦ニ仕向ケタル送金爲替ノ支拂ヲ爲スコト

五 第二十六條第一項第一號乃至第三號ニ當ケル債權ノ取立

ノ引受ケ又ハ外國ニ在ル銀行ニ對シ取立ノ依頼ヲ爲スコト

第五十七條 第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十二條

ノ條、第四十條、第四十二條及第五十六條第一項第一號ノ規定

ハ外國爲替銀行ニ之ヲ適用セス

第五十八條 外國爲替銀行ハ顧客ヲ相手方トシ取引又ハ行爲ヲ

爲スニ付該顧客方本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルコト又ハ

許可ヲ受ケタルノ要ナキコトヲ確認スルニ非サレハ該取引又ハ

行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十九條 外國爲替銀行ハ外貨運貨及外國爲替ノ賣買、取立
 爲替ノ取扱、送金爲替ノ支拂、滿洲ト日本國トノ間ノ本邦通
 貨又ハ日本國銀行ヲ以テ表示スル爲替ノ賣買等ニ關シ本令附
 屬報告書式第三十三號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第六十條 外國爲替銀行ハ 信用狀ノ發行ニ關シ本令附屬
 報告書式第三十四號ニ依リ經濟部大臣ニ報告スヘシ

第六十一條 本令ニ規定ニ於テ外國爲替トハ第二條ニ規定スル
 モノノ外外國爲替銀行ノ業務上外國爲替ニ準スルモノヲ含ム

第八章 特別命令、勅令其ノ他ニ關スル規定

第六十二條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ指定シテ左ニ稱
 グル財部ニ關シム 令ニ定ムルモノノ外滿洲中央銀行其ノ他
 經濟部大臣ノ指定スルモノニ關スル賣買其ノ他必要ナル事項ヲ

- 一 金地金、銀地金、外國爲替又ハ外國爲替
- 二 外貨証券、外貨証券又ハ日本國爲替ヲ以テ表示スル債權
- 三 本邦爲替ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權
- 四 外國ニ在ル財產ニシテ第三號ニ稱ケルモノ

第六十三條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ本令施行前輸入セラ
 レタル外國爲替ニ付其ノ種類ヲ指定シ及期間ヲ定メ滿洲中央
 銀行其ノ他經濟部大臣ノ指定スル者ニ對スル賣買ヲ命スルコ
 トアルヘシ

第六十四條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ指定シテ外國へ
 ノ送金、外貨ヨリノ送金ノ受領其ノ他外國トノ間ニ於ケル賣
 買債權ノ決済又ハ滿洲外ヨリ滿洲外へノ送金其ノ他滿洲ト滿
 洲外トノ間ニ於ケル賣買債權ノ決済ニ關シ其ノ方法、條件其
 ノ他人等ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第六十五條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ該官更ヲシテ必要

ナル所ニ臨シ業務狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査
セシムルコトヲ得

第六十六條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ人ヲ指定シテ必要ナ
ル帳簿書類ノ備付ヲ命ジ又ハ帳簿書類ノ記帳方法ヲ指定スル
コトヲ得

第六十七條 國家ハ必要アルトキハ事項又ハ人ヲ指定シ
テ本令ニ定ムル取引若ハ行爲ノ種類又ハ本令ノ規定ニ依ル時
令ノモムル取引若ハ行爲ノ種類スルコトヲ得

第六十八條 經濟部大臣ハ必要アルトキハ本令ニ定ムル權限又ハ
事務ノ一部ヲ派附セ、行爲中央銀行又ハ經濟部大臣ノ指定ス
ル者ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第六十九條 本邦居住者ノ權限州ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニシ
テ本令ニ依リ許可ヲ受スヘキモノニ付關東州外側爲管理運送
則ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ノ當該取引又ハ行爲ニ付テハ本
令ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第九條 許可申請及報告ニ關スル規定
第七十條 本令ノ規定スル手續ニ依リ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケ
ルコト又ハ經濟部大臣ノ報告スルコト義務上ニ關シ、事由ニ
依リ著シク支障アリト認めムル場合ハ經濟部大臣ハ特別ノ手
續ヲ定ムルコトアルヘシ

第七十一條 法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ

第九條 許可申請及報告ニ關スル規定
第七十條 本令ノ規定スル手續ニ依リ經濟部大臣ノ許可ヲ受ケ
ルコト又ハ經濟部大臣ノ報告スルコト義務上ニ關シ、事由ニ
依リ著シク支障アリト認めムル場合ハ經濟部大臣ハ特別ノ手
續ヲ定ムルコトアルヘシ

第七十一條 法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者カ

外國ニ於テ爲ス取引又ハ行爲ニ付許可ヲ申請スルニ付台ニハ
人ノ本店、主タル事務所又ハ新京市在店舗ヨリ許可申請書ヲ
經濟部大臣ニ提出スヘシ
申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第七十二條 外國通貨、外國証券、外國匯票、外國銀行券、外
國通貨ヲ以テ表示スル預金、信託貸借、信託若ハ保銀ノ契約
ヲ爲シ居ル者又ハ外國ニ居住スル者ト本邦に在リ日本國通貨
ヲ以テ表示スル者トシテ、（一） 申請書ヲ爲シ居ル者トシ
内ニ住所ヲ有スルニ至リタルハ、（二） 申請書ヲ爲シ居ル者トシ
五項ノ規定ハ外國通貨以外ノものニ付テハ、（三） 申請書ヲ爲シ居ル者トシ
第七十三條 經濟部大臣ハ、（一） 申請書ヲ爲シ居ル者トシ

免除シ若ハ報告ノ期ヲ延長スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ事項又ハ人ヲ指定シテ本令ニ定ムルモノノ
外報告ヲ撤シ又ハ本令ニ定ムル報告ヲ免除シ若ハ報告ノ期間
ヲ延長シタル場合ニ於テ經濟部大臣必要アルトキハ之ヲ告示
ス其ノ廢止又ハ變更ヲ爲シタル場合亦同シ
第七十四條 本令ノ規定ニ依ル報告書ハ本令附屬報告書式ニ依
ルノ外其ノ準則ニ從ヒ之ヲ作成シ經濟部大臣ニ提出スヘシ
第七十五條 本令ノ規定ニ依リ外國ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付
提出スヘキ報告書ハ本令附屬報告書式ノ準則ニ定ムルモノノ
外翌月十五日迄ニ之ヲ當該地ヨリ發送シ本店若ハ之ニ準スル
モノ又ハ新京所在店舗ニ於テ其ノ接受後遲滞ナク經濟部大臣
ニ提出スヘシ
第七十六條 本令ニ依リ一定ノ期間内ニ報告書ヲ提出スヘキ義
務ヲ負フ者變更其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ其ノ期間内ニ

提出スルコト能ハサルトキハ其ノ事故止ミタルトキ其ノ理由ヲ具シテ遅滞ナク提出スヘシ

附 則

第七十七條 本令ハ康徳十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ康徳十一年四月三十日以前ニ於ケル取引又ハ行爲ニ付提出スヘキ報告書ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七十八條 本令ノ規定ニ依リ各月分ニ付提出スヘキ報告書ハ康徳十一年五月分ヨリ、第四十三條第一項ノ規定ニ依リ提出スヘキ報告書ハ同年一月ヨリ十二月迄ノ期間ノ分ヨリ之ヲ提出スヘシ

第七十九條 康徳四年^{許可}經濟部令第二十三號、第二十四號及第二十五號ノ規定ニ依リ其ノ處分ハ本令ノ規定ニ抵觸セサル限リ仍其ノ効力ヲ有ス

第八十條 康徳四年經濟部令第二十三號、第二十四號及第二十五號ハ之ヲ廢止ス